

砂川事件裁判国家賠償

請求訴訟ニュース

2020年1月11日発行

【第3号】

第3回口頭弁論傍聴下さい！

第3回口頭弁論は 2月12日(水)14:00～ 東京地裁第103号法廷

昨年の第2回口頭弁論および報告会にもたくさんの方々に来ていただき、誠にありがとうございました。引き続き、第3回口頭弁論にもお誘い合わせの上、傍聴ご参加下さい。よろしくお願いいたします！！

砂川事件裁判 国家賠償訴訟の

被告(国)の答弁は **ウソだらけ！**

公文書の存在を否認することは許さない！！

原告 土屋 源太郎

2019年9月2日、被告(国)側から準備書面として回答が提出されました。その内容は、国家の権威や国際的信義をも投げ捨て、米国公文書を完全に否認するものでした。

- ① 本件文書が、マッカーサー大使が米国本国に発信したことを認める証拠がない。
- ② 田中耕太郎長官の発言の伝聞を起案者の主観でまとめ、タイピストが入力した。これらの過程で誤解や誤謬が入り込んでいるおそれのある文書である。
- ③ 田中長官が通訳を介してマッカーサー大使と会話していたとすれば、田中の発言が正確に伝わったと証明できない。
- ④ 田中長官とレンハート公使の言動は、レンハート公使からマッカーサー大使への伝聞であり、レンハート公使またはマッカーサー大使が自分の主観と合致する部分のみ取り出し報告している。
- ⑤ 田中耕太郎裁判長による裁判のリードについて事実は不知。

(不知とは、認否をしない：ズルい手法)

いかに苦し紛れとはいえ公文書の内容をここまで歪め、これを否認することは許されない！昨年10月2日第2回口頭弁論で、弁護団代表の武内弁護士が、この件に対して鋭く追及した。米国公文書館に確認すれば明らかである。この3カ月間被告(国)は何をしていたのか？その怠慢は許されない！日本の官僚は平気で公文書を改竄あるいは破棄するが、米国公文書の信用性を否定することは、国際関係においても重大な問題だ！と発言した。

さすがの裁判長も被告(国)に再度答弁書を提出するよう促さざるを得なくなり、被告(国)は11月30日までに提出することを約束しました。

ウソと不正義の11月29日国の準備書面

第2回口頭弁論後、被告（国）からの準備書面が11月29日に裁判所に提出されました。その内容は、



- ①最高裁判所内部で保存されている文書を探索する方法により実施した。
- ②調査を行ったものの当時の事実関係を確認することはできなかった。また砂川事件が約60年前の刑事事件であり、相当の期間が経過していること等からすれば、事実調査はおのずと限界がある。
- ③本各文書が偽造文書である旨や、マッカーサー大使が虚偽の内容を記載したものである旨の主張を積極的に行う予定はない。
- ④10月2日付被告準備書面（答弁書）で否認した通り、全て不知である。
- ⑤田中長官がマッカーサー大使に伝えられた裁判情報の有無・内容について、不知と認否するほかない。
- ⑥本件各文書の性質、作成状況、体裁及び記載ぶり等から原告らの主張するような田中長官の言動は認定できない。

①～⑥まで全て、まったく驚くべきバカげた被告(国)の答弁です。

私たちは2009年3月、最高裁に情報開示請求を行いました。最高裁は文書は見当たらず存在しないとして破棄し、異議申し立ても受けつけなかったのです。最高裁は何の調査をしていたのですか。アメリカ大使が発信した公文書です。アメリカ国立公文書館に保存されているのに、なぜそこを調査しなかったのですか。

答えは明らか。公文書が立証されれば、田中とマッカーサーの密談、日米両政府による伊達判決つぶし、そして、砂川事件最高裁裁判が、憲法に違反して行われた汚染された裁判だった実態が明確になるからです。

安倍政権は、森友、加計、自衛隊日報、桜を見る会などの問題で、公文書を破棄したり改竄を平気で行って来ました。公文書は国民の財産です。司法までも同じ行為をすることは絶対に許せません。

2月12日第3回法廷で徹底的に追及します。 (土屋源太郎・砂川事件裁判国家賠償請求訴訟原告)

第3回口頭弁論 この国家賠償訴訟の傍聴を！

2020年2月12日(水)14:00～ 東京地裁第103号法廷

裁判終了後 衆議院第二議員会館第4会議室にて報告会を行います。

2019年6月12日(水)に第1回目、同年10月2日(水)に第2回目の口頭弁論が東京地裁第103号法廷において開かれ、両日とも多くの支援者で傍聴席が埋まり、原告の意見陳述、弁護団の口頭陳述が行われました。被告である国側は、田中元裁判長による裁判情報漏洩の証拠である米国公文書そのものを認めようとしません。日本政府のこのような姿勢を今後も厳しく追及していきます。第3回口頭弁論も傍聴席を市民で埋めましょう！！

★裁判には多くの費用がかかります。

支援カンパ(1口1,000円できれば2口以上)をお願いします

★支援カンパを振り込んでいただいた方には、公判の日程・集会案内、公判情報などのお知らせをお送りします。

※公判日程などについては伊達判決を生かす会ホームページ <http://datehknetsu.com/> でもお知らせします。

支援カンパ振込先(〒振込口座)

00130-5-433083

伊達判決を生かす会

通信欄には「国賠支援」とお書きください。

ご住所、お名前もお願いします。

伊達判決を生かす会

共同代表 土屋源太郎 島田清作
吉沢弘久(事務局長)

砂川事件裁判国家賠償訴訟プロジェクト 西尾(事務局)

連絡先: 〒102-0085 東京都千代田区六番町1自治労会館2階 自治退気付

電話 03-3262-5546 FAX 03-3263-2481

2020.1 作成